

# あす認定審査会 県、9人を再諮問

環境庁の「差し戻し裁決」後、初の県公害被害者認定審査会（徳田比古会長）が三日午後一時から相本市の水前寺公共会館で開かれる。県はこの審査会に環境庁の新しい方針にもとづいて未認定患者九人を再諮問するが「疑わしきも認定する」との方針が行政裁量

に重点を置いているため、医学的判断を使命とする同審査会がどう対処するか注目される。これまでの水俣病審査は純医学的な観点から進められてきたが、今回の環境庁裁決で、医学的に判断できないものについても、疑いがあれば積極的に認定するとの方針に改めら

れた。そこで行政不服審査を申し立てていた未認定患者九人について再審査することになったもので、県は三日の審査会にこれら九人の審査を諮問する。諮問の内容は、「これまでは単に「水俣病であるかどうか」の諮問だったが、疑わしきも認定する。

この方針に改められたため、①水俣病の症状があるか②その原因が、水質汚濁（水銀）によるかどうか③以前より具体化したものになる予定。県は、これからの方針について説明、審査会の了解を得たあと諮問という段階を予定している。

が、果たして審査会がこの新方針に応じるかどうか疑問視されている。というのはこれからの方針が行政裁量にウエートが置かれているため、たとえば患者の症状が高血圧などによるものと原因がはっきりしていても、過去に水俣湾の魚介類を摂取した事実があれば、水俣病に認定することになっている。したがって極論すれば医学的判断にもとづく同審査会の使命は失われることになる。同審査会がこうした点に疑問を持っているところから、三日の審査会では、県と審査会委員との間で論議されることが予想され、諮問までいきつかないことも考えられる。しかし県としては、患者側から一日も早い認定を迫られているため、「できるだけ同日の審査会で了解を取りつきたい」と言っている。